

公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案参照条文

目次

○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	1
○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）（抄）	5
○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）	13
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	13
○ 保険業法（平成七年法律第五号）（抄）	13
○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）	14
○ 金融庁設置法（平成十年法律第三十号）（抄）	14
○ 公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正 前の公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）（抄）	14
○ 公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）（抄）	15
○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	15
○ 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）	15









- 六 第五百五十六条の二の規定に違反して金融商品債務引受業を行つた者
- 七 第五百五十六条の二十の十六第一項の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けないで連携金融商品債務引受業を行つた者
- 八 第九十二条第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反した者

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）（抄）

（定義）

- 1 第一条の三 この法律において「財務書類」とは、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので内閣府令で定めらるるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。
- 2 この法律において「公表する」とは、公告をすることその他株主、債権者その他多数の者の知り得る状態に置くことをいう。
- 3 この法律において「監査法人」とは、次条第一項の業務を組織的に行うことを目的として、この法律に基づき設立された法人をいう。
- 4 この法律において「無限責任監査法人」とは、その社員の全部を無限責任社員とする定款の定めのある監査法人をいう。
- 5 この法律において「無限責任監査法人」とは、その社員の全部を無限責任社員とする定款の定めのある監査法人をいう。
- 6 この法律において「特定社員」とは、監査法人の社員のうち、公認会計士及び外国公認会計士（第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）以外の者をいう。
- 7 この法律において「外国監査法人等」とは、第三十四条の三十五第一項の規定による届出をした者をいう。

第二条（公認会計士の業務）

- 2・3 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

（欠格条項）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。

- 一 未成年者
- 二 この法律若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条から第九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、保険業法（平成七年法律第五十五号）第三百二十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わらなかつてから五年を経過しないもの
- 三 又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの
- 四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 五 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 六 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者
- 七 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者
- 八 第三十四条の十の十七第二項の規定により特定社員の登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者
- 九 第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間を経過しない者
- 十 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）又は弁護士法（平成十二年法律第四十九号）により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。

（公認会計士試験の試験科目等）

第八条 短答式による試験は、次に掲げる科目について行う。

一 財務会計論（簿記、財務諸表論その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）

二 監査論（原価計算その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）

三 企業法（会社法その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）

四 論文式による試験は、短答式による試験に合格した者及び次条の規定により短答式による試験を免除された者（試験科目の全部について試験を免除された者を含む。）につき、次に掲げる科目について行う。以下同じ。）

一 会計学（財務会計論及び管理会計論をいう。以下同じ。）

二 監査論

三 企業法

四 租税法（法人税法その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）

五 次条の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

三 前二項に規定する試験科目については、内閣府令で定めるところにより、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

四 公認会計士試験においては、その受験者が公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、実践的な思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。

二 財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに従事した期間

（業務補助等）  
第十五条 業務補助等の期間は、公認会計士試験の合格の前後を問わず、次に掲げる期間を通算した期間とする。

一 第二条第一項の業務について公認会計士又は監査法人を補助した期間

二 財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに従事した期間

（外国で資格を有する者の特例）  
第十六条の二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、かつ、会計に関連する日本国の法令について相当の知識を有する者は、内閣総理大臣による資格の承認を受け、かつ、日本公認会計士協会による外国公認会計士名簿への登録を受けて、第二条に規定する業務を行うことができる。ただし、第四条各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 内閣総理大臣は、前項の資格の承認をする場合には、内閣府令で定めるところにより、公認会計士・監査審査会をして試験又は選考を行わせるものとする。

二 前項の試験又は選考を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付しなければならない。

三 前項の規定により納付した手数料は、第二項の試験又は選考を受けなかつた場合においても、これを還付しない。

四 前項の登録を受けた者（以下「外国公認会計士」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、同項の登録を抹消しなければならない。

一 第二十一条第一項各号のいずれかに該当するとき。  
二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を失つたとき。  
三 前項の登録を受けたようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。  
四 前項の登録申請書には、公認会計士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。  
五 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。  
六 （登録を拒否された場合の審査請求）

第十九条の二 前条第三項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができ、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、審査請求を提出した日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。

第二十四条の三 (略)

2 金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)にその発行する有価証券を上場しようとする者その他の政令で定める者(大会社等を除く。)の発行する当該有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係るその者の財務書類について公認会計士が監査関連業務を行った場合には、その者を大会社等とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「公認会計士は」とあるのは、「次項の監査関連業務を行った公認会計士は」とする。

3 (略)

(研修)

第二十八条 公認会計士は、内閣府令で定めるところにより、日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けるものとする。

(業務の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十八条の四 公認会計士は、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいい、大会社等の財務書類については第二条第一項の業務を行ったものに限る。)ごとに、業務の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該公認会計士の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 (略)

3 (略)

(虚偽又は不当の証明についての懲戒)

第三十条 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第二号又は第三号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

2 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、前条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

3 監査法人が虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合において、当該証明に係る業務を執行した社員である公認会計士に故意又は相当の注意を怠った事実があるときは、当該公認会計士について前二項の規定を準用する。

(一般の懲戒)

第三十一条 公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反した場合又は第三十四条の二の規定による指示に従わない場合には、内閣総理大臣は、第

二十九条各号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

2 公認会計士が、著しく不当と認められる業務の運営を行った場合には、内閣総理大臣は、第二十九条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

(設立等)

第三十四条の二 (略)

2 第一条及び第一条の二の規定は、監査法人について準用する。

(社員)

第三十四条の四 (略)

2 次に掲げる者は、監査法人の社員となることができず、当該業務の停止の期間を経過しない者

一 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 他の監査法人において、第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の次条各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間を経過しない者

三 第三十四条の二十一第二項の規定により他の監査法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間（略）を経過しないもの

三 第三十四条の十の十（登録拒否の事由）  
（登録拒否の事由） 次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができない。

一 公認会計士  
二 未成年者  
三 この法律若しくは金融商品取引法第九十七条から第九十八条までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪若しくは会社法第九百六十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終

わり、又は執行を受けた者がなつてから五年を経過しないもの  
四 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの  
五 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
六 国家公務員法、国会職員法又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者  
七 第三十条又は第三十一条の規定により公認会計士の登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者  
八 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中に公認会計士の登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者  
九 第三十四条の十の十七第二項の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者  
十 略

十一 税理士法、弁護士法若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律又は弁理士法により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。  
十二 心身の故障により監査法人の業務の執行に支障があり、又はこれに堪えない者

（登録の手続）  
第三十四条の十の十一 登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

2 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が登録を受けることができる者であると認めたときは、遅滞なく登録を行い、登録を受けようとする者が登録を受けることができないうときは、資格審査会の議決に基づいて登録を拒否しなければならない。

3 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（登録を拒否された場合の審査請求）  
第三十四条の十の十二 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、審査請求をすることができる。

3 前二項の場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本公認会計士協会の上級行政庁とみなす。

（特定社員に対する処分）  
第三十四条の十の十七 特定社員に対する処分は、次の三種とする。

一 戒告  
二 監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの二年以内の禁止  
三 登録の抹消

2 特定社員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合には、内閣総理大臣は、前項各号に掲げる処分をすることができる。

3 略  
（特定の事項についての業務の制限）

第三十四条の十一 監査法人は、財務書類のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、第二条第一項の業務を行つてはならない。

一 監査法人が株式を所有し、又は出資している会社その他の者の財務書類

二 (略)

三 会社その他の者の財務書類について監査法人が行う第二条第一項の業務にその社員として関与した者が、当該財務書類に係る会計期間又はその翌会計期間(以下この号において「関与社員会計期間」という。)内に当該会社その他の者又はその連結会社等の役員又はこれに準ずる者となつた場合における当該関与社員会計期間に係る当該会社その他の者又はその連結会社等の財務書類

四 前三号に定めるもののほか、監査法人が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

2 前項第四号の著しい利害関係とは、監査法人又はその社員が会社その他の者の間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、監査法人が行う第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

3 監査法人の社員のうち会社その他の者とは第二十四条第一項又は第三項に規定する関係を有する者は、当該監査法人が行う第二条第一項の業務で当該会社その他の者の財務書類に係るものには関与してはならない。

(業務管理体制の整備)

第三十四条の十三 監査法人は、業務を公正かつ的確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

2 前項に規定する業務管理体制は、次に掲げる事項(第四十四条第一項第十二号、第四十六条の九の二第一項及び第四十九条の四第二項第二号において「業務の運営の状況」という。)を含むものでなければならない。

一 業務の執行の適正を確保するための措置

二 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施

三 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

4 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

5 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

6 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

7 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

8 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

9 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

10 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

11 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

12 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

13 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

14 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

15 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

16 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

17 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

18 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

19 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

20 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

21 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

22 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

23 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

24 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

25 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

26 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

27 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

28 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

29 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

30 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

31 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

32 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

33 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

34 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

35 前項第二号の業務の品質の管理とは、公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

に必要であると認めるときは、当該監査法人に対し、必要な指示をすること（同号に該当した場合において、次項の規定により業務管理体制の改善を命ずること及び第三項の規定により社員が監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することを除く。）ができる。

2 命じ、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

一 社員の故意により、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。

二 社員が相当の注意を怠つたことにより、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明したとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるとき。

四 前項の規定による指示に従わないとき。

3 7 (略)

(登録)  
第三十四条の二十四 有限責任監査法人は、内閣総理大臣の登録（次条から第三十四条の三十一までにおいて単に「登録」という。）を受けなければ、第二条第一項の業務又は第三十四条の五各号に掲げる業務を行つてはならない。

(登録の申請)

第三十四条の二十五 登録を受けようとする有限責任監査法人（第三十四条の二十二第八項の規定による定款の変更をしようとする無限責任監査法人を含む。第三十四条の二十七第一項第二号ロにおいて同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 社員の氏名及び住所
- 四 資本金の額
- 五 その他内閣府令で定める事項

2 前項の申請書には、定款その他の内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第三十四条の二十六 内閣総理大臣は、登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を有限責任監査法人登録簿に登録しなければならない。

- 一 (略)
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 (略)

(登録の拒否)

第三十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 社員のうちに次のいずれかに該当する者がいる場合

イ (略)

ロ 第三十四条の二十九第二項の規定により他の登録を受けた有限責任監査法人（以下「登録有限責任監査法人」という。）が登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該他の登録有限責任監査法人の社員であつた者でその処分の日から三年を経過しないもの

- 三 (略)
- 四 (略)

(登録有限責任監査法人に対する処分等)

第三十四条の二十九 内閣総理大臣は、登録有限責任監査法人が第三十四条の十の五若しくはこの章の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反したときは、当該登録有限責任監査法人に対し、必要な指示をすること（次条第三号に該当した場合において、同項の規定により業務管理体制の改善を命ずること及び第三項の規定により社員が監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に關与することを禁止することを除く。）ができる。

2 内閣総理大臣は、登録有限責任監査法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録有限責任監査法人に対し、戒告し、第三十四条の十三第一項に規

定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 第三十四条の二十七第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により登録を受けたとき。

三 第三十四条の十の五若しくはこの章の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反したとき。

四 前項の規定による指示に従わないとき。

3 7 (略)

(供託に関する特則)

第三十四条の三十三 登録有限責任監査法人は、第三十四条の二十一第二項第一号又は第二号に該当することによつて生ずる損害の賠償を請求する権利（以下この条において「優先還付対象債権」という。）を有する者（以下この条及び次条において「優先還付対象債権者」という。）に対する債務の履行を確保するため必要かつ適当なものとして政令で定める額の金銭を、主たる事務所の最寄りに供託しなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があるとき、登録有限責任監査法人に対し、その業務を開始する前に、前項の政令で定める額のほか、相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。

3 登録有限責任監査法人は、政令で定めるところにより、当該登録有限責任監査法人のために所要の供託金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつていない金額（以下この条において「契約金額」という。）につき前二項の規定により供託する供託金の全部又は一部を供託しないことができる。

4 (略)

5 登録有限責任監査法人（第三十四条の二十二第八項の規定による定款の変更の効力が生じていないものを除く。）は、第一項の規定により供託する供託金（第二項の規定により同項の金銭の供託を命ぜられた場合には、その供託金を含む。）につき供託又は第三項の契約の締結を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、その業務を行つてはならない。

6 12 (略)

4 2 (設立、目的及び法人格)  
第四十三条 公認会計士は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一箇の日本公認会計士協会（以下「協会」という。）を設立しなければならない。

3 2 (略)  
協会は、法人とする。

4 14 (会則)  
第四十四条 協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所の所在地

二 入会及び退会に関する規定

三 会員の種別及びその権利義務に関する規定

四 役員に関する規定

五 支店に関する規定

六 公認会計士及び特定社員の登録に関する規定

七 資格審査会に関する規定

八 資審の品位保持に関する規定

九 会員の研修に関する規定

十 公認会計士試験に合格した者の実務補習に関する規定

十一 会員の第二項第一項の業務の運営の状況の調査に関する規定

十二 会費に関する規定

十三 事務局に関する規定

十四 事務局の変更に、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(監査又は証明の業務の調査)

第四十六条の九の二(略)  
2 協会は、定期的な、又は必要に応じて、前項の調査の結果を内閣総理大臣に報告するものとする。

(資格審査会)  
第四十六条の十一 協会に、資格審査会を置く。

2 (略)  
3 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4 会長は、協会の会長をもつてこれに充てる。  
5 委員は、会長が、内閣総理大臣の承認を受けて、公認会計士、公認会計士に係る行政事務に従事する金融庁の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。  
6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
7 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(報告及び検査)

第四十六条の十二 内閣総理大臣は、協会の適正な運営を確保するため必要があるときは、協会に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  
2・3 (略)

(名称の使用制限)  
第四十八条 公認会計士でない者は、公認会計士の名称又は公認会計士と誤認させるような名称を使用してはならない。  
2 (略)

(公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収及び立入検査)

第四十九条の三 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要があるときは、第二条第一項又は第二項の業務に関し、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二条第一項の業務に関し、当該職員に公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の事務所その他その業務に関係のある場所に立ち入り、その業務に関係のある帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  
3・4 (略)

(権限の委任)

第四十九条の四 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 (略)  
3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限のうち、前条第一項及び第二項の規定による権限を審査会に委任することができる。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前二項の規定により審査会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 審査会は、政令で定めるところにより、公認会計士試験の実施に関する事務の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)  
三 公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四十八条第一項の規定に違反したものの

第五十五条の四 次の各号のいずれかに該当する場合には、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。  
二 定款又は第三十四条の十五の三第一項の会計帳簿若しくは第三十四条の十六第一項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記

録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。  
 三 第三十四条の二十六第二項又は第三項の規定に違反して書類若しくは電磁的記録の提出を怠り、又はこれに虚偽の記載若しくは記録をして提出したとき。  
 四 第三十四条の二十第六項又は第三十四條の規定に違反して合併をしたとき。  
 五 第三十四條の二十二第二項において準用する会社法第六百五十六條第一項の規定に違反して財産を分配したとき。  
 六 第三十四條の二十二第二項において準用する会社法第六百五十六條第一項の規定に違反して財産を分配したとき。  
 七 第三十四條の二十二第二項において準用する会社法第六百七十四條第二項若しくは第五項又は第三十四條の二十三第一項において準用する同法第六百二十七條第三項若しくは第五項、第六百三十五條第二項若しくは第五項若しくは第六百六十一條第一項の規定に違反して、財産の処分、資本金の額の減少、持分の払戻し又は債務の弁済をしたとき。  
 九 (略)

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

第二百三十三條 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)  
 三 投資法人の会計監査人又は第八百八條第三項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者  
 2 (略)

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

(課税の範囲)  
 第二條 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下「登記等」という。）について課する。

(課税標準及び税率)  
 第九條 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二條、第五條、第九條、第十條、第十三條、第十五條―第十七條、第十七條の三―第十九條、第二十三條、第二十四條、第三十四條―第三十四條の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一(四十九) (略)		
五十 有限責任監査法人の登録又は公認会計士に係る実務補習団体等の認定		
(一) 公認会計士法第三十四條の二十四(有限責任監査法人の登録)の登録	登録件数	一件につき十五万円
(二) 公認会計士法第十六條第一項(実務補習)の実務補習団体等の認定	認定件数	一件につき十五万円
五十の二(百六十) (略)		

○ 保険業法（平成七年法律第五号）（抄）

(取締役等の贈収賄罪)  
 第三百二十八條 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。  
 一・二 (略)

- 三 相互会社の会計監査人又は第五十三条の十二第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者
- 四 (略)
- 2 (略)

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（取締役等の贈収賄罪）  
第三百八条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 一・二 (略)
- 三 特定目的会社の会計監査人又は第七十六条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者
- 2 (略)

○ 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（抄）

（審判官）  
第二十五条 (略)  
2 審判官は、金融庁の職員のうちから、審判手続を行うについて必要な法律及び金融に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができるものと認められる者について、長官が命ずる。

○ 公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）（抄）

（欠格条項）  
第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士又は会計士補となることができない。

- 一 四 (略)
- 五 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 六 第三十条又は第三十一条の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者
- 七 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、未だ当該期間を経過しない者
- 八 (略)

（登録の義務）  
第十七条 公認会計士又は会計士補となる資格を有する者が、公認会計士又は会計士補となるには、公認会計士名簿又は会計士補名簿に、氏名、生年月日、事務所その他内閣府令をもつて定める事項の登録を受けなければならない。

（登録の手續）

- 第十九条 第十七条の登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。
- 2 前項の登録申請書には、公認会計士又は会計士補となる資格を有することを証する書類を添附しなければならない。
- 3 (略)
- 4 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を附記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（資格審査会）

第四十六条の十一 協会に、資格審査会を置く。

2 (略)

3 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4 会長は、協会の会長をもつてこれに充てる。

5 委員は、会長が、内閣総理大臣の承認を受けて、公認会計士、公認会計士に係る行政事務に従事する金融庁の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）（抄）

#### 附 則

第三十条 (第三次試験の受験要件の特例に関する経過措置)

昭和三十一年七月三十一日まで商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者及び同日までに公認会計士特例試験等に関する法律（昭和三十一年法律第二百二十三号）による改正前の公認会計士法第五十七条第二項各号に掲げる職の一又は二以上にあつてその職にあつた年数を通算して十四年以上になつた者は、第二条の規定による改正後の公認会計士法第八條第一項の規定による短答式による試験に合格した者とみなし、その申請により、会計学、企業法及び経営学について、同法第八條第二項の規定による論文式による試験を免除する。

2 (略)

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

第九百六十七条 (取締役等の贈収賄罪)

五百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

2 三 会計監査人又は第三百四十六条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 (略)

○ 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）

第二十五条 (執行停止)

2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。

3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。

4 5 6 7 (略)

第四十六条 (処分についての審査請求の認容)

第四十六条 (処分（事実上の行為を除く。以下この条及び第四十八条において同じ。）についての審査請求が理由がある場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分を全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

2 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定

- 3 一の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。
- 4 二 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分をする  
（略） 処分庁である審査庁 当該処分をする。当該処分をすべき旨を命ずること。